

平成29年第4回定例会

伊南行政組合議会会議録

伊 南 行 政 組 合 議 会

平成29年第4回伊南行政組合議会定例会議事日程

平成29年12月20日

午後2時00分 開 会

組合長あいさつ

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程及び提案説明

議案第17号 伊南行政組合情報公開条例及び伊南行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案第18号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第19号 伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議案第20号 平成29年度伊南行政組合一般会計補正予算（第2号）

議案第21号 平成29年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第2号）

議案第22号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第4 議案に対する質疑及び委員会付託

日程第5 一般質問

(委員会審査)

日程第6 委員長報告、質疑、討論及び採決

組合長あいさつ

出席議員（15名）

1番	加治木	今	2番	岩崎	康男
3番	三原	一高	4番	坂本	裕彦
5番	菅沼	孝夫	6番	小原	茂幸
7番	小林	敏夫	8番	堀内	克美
9番	中村	明美	10番	久保島	巖
11番	坂本	紀子	13番	大原	孝芳
14番	中塚	礼次郎	15番	清水	正康
17番	天野	早人			

説明のために出席した者

組 合 長	杉 本 幸 治	副 組 合 長	下 平 洋 一
副 組 合 長	宮 下 健 彦	副 組 合 長	小 田 切 康 彦
助 役	堀 内 秀	事 務 局 長	米 山 久 之
会 計 管 理 者	馬 場 昭 一	病院事業管理者職務代理者	村 岡 紳 介
病 院 事 務 長	市 瀬 憲 治	病院経営企画室長	山 岸 洋 一
病 院 総 務 課 長	上 久 保 誠	駒ヶ根市民生部長	猿 田 孝 弘
飯島町住民税務課長	大 島 朋 子	中川村住民税務課長	井 原 伸 子
宮田村住民課長	浦 野 康 之		

事務局職員出席者

事 務 局 次 長	松 澤 京 子
事 務 局 庶 務 係 長	松 崎 伸 一
事 務 局 書 記	吉 澤 照 代

本日の会議に付議された事件

議事日程記載のとおり

午後2時00分 開会

○次 長（松澤 京子君） 御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼）御着席ください。（一同着席）

○議 長（清水 正康君） 皆さん、こんにちは。（一同「こんにちは」）

市町村の12月定例会もそれぞれ閉会しまして、平成29年がまもなく幕を閉じようとしております。

ことしの伊南議会を少し振り返ってみますと、2月には全員協議会で昭和伊南総合病院の平成29年度からの5か年にかかる新改革プランが提示されました。5月議会から飯島町議会の改選、駒ヶ根市議会の構成がえによる新しい体制、現体制での伊南議会がスタートしました。8月の決算議会においては、開会時刻を見直し、午後開催を試みました。

また、ことしは2年に一度の視察研修の年に当たりまして、11月6日7日には理事者の皆さんとともにあずさセンター、稲城市立病院、心身障害児総合医療療育センターの3施設を視察したことは記憶に新しいところであります。その移動の車中でお話ししました伊南行政組合の今後の事業に係る見通しについては、11月17日の日に山崎副議長とともに杉本組合長を訪問しまして、来年の8月をめどに一定の方向性を示していただくよう要望書を提出し、検討する旨、御回答をいただきました。

なお、この要望書の写しにつきましては、各市町村議会の議長に渡してありますので、それぞれ、また言っただければと思います。

ことしは、天候も国内外の情勢も不安定で、どことなく落ち着かない一年ではありましたが、伊南では大きな災害などもなく、穏やかに暮れようとしております。厳しい寒さの中ではありますが、新たに迎える年が地域の皆様にとってすばらしい年となりますよう切に願うところであります。

それではこれより、平成29年11月20日付、告示第7号をもって招集された平成29年第4回伊南行政組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議員定数17名、ただいまの出席議員数15名、定足数に達しております。

12番 山崎啓造議員、16番 城倉栄治議員より欠席の旨、届出がありましたことを御報告いたします。

日程は、お手元に配付のとおりです。

日程に従い会議を進行いたします。

組合長よりあいさつをお願いいたします。

○組 合 長（杉本 幸治君） 平成29年11月20日付、告示第7号をもって平成29年第4回伊南行政組合議会定例会を招集をしたところ、議員各位におかれましては、年末のお忙しい中、御出席を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、平成29年も残すところ10日ほどになってまいりました。ことしも全国的には台風などの自然災害が多発をした一年でありました。伊南地域でも10月に2週連続で台風が接近をし、観光客の入り込みには多少影響が出たようではありますが、大きな災害もなく、比較的平穏な状況で年末を迎えることができ、まことにありがたいことだと思っております。

ことし一年を振り返りますと、5月には松下前議長の退任を受けまして宮田村の清水議長さんが組合議会議長に就任をされ、また前中川村長の曾我さんが退任をされ、宮下新村長さんが当組合の副組合長に御就任をいただきました。今後ますます少子高齢化、人口減少が進みつつある日本の中で、地方においても活力のある住みよい地域づくりに向けて、これから正念場を迎える時期になっているところでございます。

次に、最近の地域経済の動向であります。直近の長野経済研究所の調査による県内の景気動向は「穏やかに回復をしている。」としておりまして、生産は増加基調であり、個人消費もスーパーの売上高や乗用車販売は前年水準を上回り、有効求人倍率は3ヶ月連続で1.6倍台を維持をしております。今後については、雇用者所得が着実に改善をし、個人消費の本格的な押し上げにつながるかがポイントになるとしております。

このような経済情勢の中で、伊南地域を初め地方においても大変厳しい財政状況にありますが、経済再生と財政健全化の双方を実現していくため、未来への投資を実現する経済対策を着実に実施をし、中小規模事業者も含めた経済の好循環のさらなる拡大に向けた努力が求められているところであります。

今後東京オリンピック開催やリニア新幹線、三遠南信自動車道開通などを見据える中で、来年度、駒ヶ根市におきましてJOCA青年海外協力協会本部の当地域への移転や伊南地域DMO設立に向けた取り組みの進展などを通じ、活力ある伊南地域を創造していくために、伊南は一つの理念のもと、一層の情報交換と協力体制をとりながら伊南4市町村がそれぞれの地域特性を生かしたまちづくりを進めていくことが重要と考えております。

さて、伊南行政組合におけます各事業の進捗状況でございます。

一般会計事業では、し尿処理、不燃物処理、火葬場等の事業について関係機関や市町村との協議を進めながら施設の運営管理を行っているところであります。その中で、し尿処理に係ります将来施設整備方針について、今年度は具体的な複数の処理方法について民間コンサルに委託をして費用等検討を行っており、予定より若干おくれしておりますが、年度末までには具体的な整備方針を固め、来年度から実施設計に着手できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

不燃物処理事業に関しましては、今年4月から上伊那広域連合に処理が一本化をされ、伊南では一部有害廃棄物の保管業務のみに縮小をされました。この有害廃棄物を保管するストックヤードを現在建設中であり、また不要になりました処理場建設の解体、撤去につきましては実施設計が完了したところでありますが、ここで土壌汚染対策法の届け出に伴います土壌調査等を行う必要が生じたため、着工を1～2ヶ月ほど延期をしなければならず、年度内に工事の執行完了が困難な状況となりましたので、今議会において繰越明許による予算繰り越しをお願いをさせていただきたいと考えております。

次に、伊南聖苑であります。建設から約18年が経過をし、老朽化も進んでいることから、今年度火葬炉1炉の全面積みかえ工事を実施をしました。3炉ある火葬炉の全面改修を今年度から3年をかけまして順次実施をしております。

次に病院事業でございます。病院の今年度上半期の収支状況でございますが、患者数は前年に比べ入院が1.3%減となりましたが、外来は1.9%増になりました。病院事業収支全体では前年度比1.5%増加に対して、病院事業費用は2.6%の増、上半期の純利益は6億6,800万円余で、前年を2.4%下回るものの、比較的良好な経営状況で推移をしております。今後、年度後半の動向に注視をしながら、引き続き医療機関などの連携を

推進しながら経費圧縮に努め、安定をした経営体制の実現に向けて努力をしております。

次に医師数ですが、現在33名で、前年同期より3名増加をしております。信州大学へ常勤医師の派遣要請を継続をして実施するなど、今後も一層医師招聘に努め、チーム医療の推進に努めてまいります。

それでは、今議会に提案申し上げます議案でございますが、条例案件3件、補正予算2件、事件案件1件の計6議案でございます。

条例案件のうち情報公開条例及び個人情報保護条例の一部改正は法改正に伴います改正で、個人情報の定義の明確化及び要配慮個人情報の定義と取り扱いを定めるための改正であります。

また給与条例関係が2件ありますが、国家公務員及び駒ヶ根市一般職の職員の給与改定に準じて一般職の職員の給与条例を改正するものと、国家公務員及び駒ヶ根市特別職の職員の給与改定に準じ病院事業管理者の給与条例を改正するものでございます。

補正予算につきまして、一般会計では職員給与の改定と人事構成の異動に伴います人件費の精算による予算の増額と不燃物処理場の解体撤去工事に係ります繰越明許費の追加をお願いするものです。

また病院事業会計では、外来患者数の増加に伴います医業収益の増加及びそれに伴います材料費の増加と医療スタッフユニフォームを賃貸借、LED照明管賃貸借契約にかかわります債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

事件案件につきましては、火葬場施設伊南聖苑について今年度末で現在の指定管理期間が満了になるため、来年4月からの次期指定管理者の指定について提案を申し上げます。

今議会に提案申し上げますこれらの案件につきまして、何とぞ、慎重なる御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、申し上げます、第4回定例会開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしく願いをいたします。

○議 長（清水 正康君） ただいまから議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員を指名いたします。

署名議員は会議規則第78条の規定により5番 菅沼孝夫議員、6番 小原茂幸議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について議題といたします。

本定例会は、あらかじめ本日の議会運営委員会において本日1日と決定されております。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（清水 正康君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 議案の上程及び提案説明を行います。

議案第17号 伊南行政組合情報公開条例及び伊南行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案第18号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第19号 伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

以上3議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（米山 久之君） 議案17号 伊南行政組合情報公開条例及び伊南行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

議案書17-1ページをお願いいたします。

提案理由ですが、個人情報の保護に関する法律等の改正に伴い個人情報の定義の明確化等、必要な措置を講ずるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第1条は伊南行政組合情報公開条例の一部を改正するもので、条例第10条第1号には、個人情報が含まれており、行政文書を開示できない場合を定義し、個人情報を氏名、生年月日に限らず文書、図画、電磁的記録、音声、動作などを含む記述により特定の個人を識別することができるものと法律と同じ規定とし、より具体的に定義するものであります。

第2条は伊南行政組合個人情報保護条例の一部を改正するもので、条例第2条は用語の意義を定義しており、法改正に連動し第2号として個人情報の定義を明確化するものであり、第3号として個人識別符号を、第4号として要配慮個人情報を定義するものであります。

条例第2条第4号に要配慮個人情報が定義されたことに伴い、第6条第1項第5号を追加し、17-3ページ、同じく第7条第3項の条文の整理を行うものです。

第29条は第2条で号の追加に伴う項ずれ。

第31条は同じく第2条で電磁的記録が規定されたことによる条文の整理を行うものです。

附則としまして、第1項では、この条例は公布の日から施行するものとし、第2項では、事務の取り扱いについての経過措置を設けてあります。

以上、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第18号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

議案書18-1ページをお開きください。

提案理由ですが、平成29年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ一般職の職員の給料月額及び期末勤勉手当の額を改定するもの等でございます。

別にお配りしてあります議案第18・19号説明資料をごらんください。

1の概要（1）経過は国の給与改定の状況でございます。

（2）勧告内容は①月例給の改定が俸給表を400円の改定を基本に初任給1,000円、若年層についても同程度の引き上げを行う内容、②特別給の改定は一般の職員年間0.10月、指定職員年間0.05月引き上げる内容であります。

2の一般職職員の給与改定であります。平成29年度の給与水準改定として（1）の給料表は4月1日に遡及し適用するもので、初任給を1,000円引き上げ、若年層にも同程度の改定、その他は400円の引き上げを基本に改定するものです。

(2)の期末勤勉手当ですが、民間の支給割合に見合う引き上げで、一般の職員は年間4.30月分を4.40月分に0.10月分引き上げるもので、勤務実績を反映させるため6月12月の勤勉手当に0.05月分ずつ配分するものであります。

(3)のその他であります、平成27年度から実施している経過措置を廃止するものです。

それでは議案書の18-2ページをお開きください。

第1条の改正は勤勉手当の支給割合について改正するものです。

第19条第2項は勤勉手当の支給割合を資料で説明したとおり改正する規定です。

附則第9項の改正は過去の改正により給与が減ぜられて支給されている職員の経過措置を今回の改正に適合するよう改めるものです。

18-3～18-6ページの別表第1は給料表を定めるもので、改正後の給料表になります。

18-6ページをお願いします。

第2条の改正は、平成27年4月から3年間実施された給与制度の総合的見直しに伴う行政職俸給表6級相当以上の55歳を超える職員の俸給等の1.5%減額措置が平成30年3月31日をもって廃止されることに伴い、この減額措置を規定した附則第6項から第9項までを削り、第18条及び第19条は附則を削ること等による条文の整理を行うものです。

附則第1項は、この条例は公布の日から施行し、第2条の規定については平成30年4月1日から適用するものでございます。

附則第2項は給与改定について平成29年4月1日に遡及して適用するものでございます。

附則第3項は改正前に支給されているものを改正後の内払いとみなすものとする規定であります。

議案第18号の説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○病院事務長（市瀬 憲治君） 議案第19号 伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

議案書19-1ページをお開きください。

提案理由でございますが、病院事業管理者の給料は駒ヶ根市の副市長の給料に準じて定めておりますが、このたびの駒ヶ根市の特別職の給料改正に合わせて期末手当の額の改正を行うものです。

議案書19-2ページをお開きください。

伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例第4条の中で期末手当の支給率は伊南行政組合一般職の給与条例の読みかえ規定となっており、6月及び12月支給分についてそれぞれ100分の2.5を増額したいとするものです。

別紙の議案第18・19号説明資料の3に概要がございます。

今回の改正により年間では0.05ヶ月の引き上げをするものでございます。

以上申し上げ、議案第19号 伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（清水 正康君） これをもって提案理由の説明を終結いたします。

続きまして、

議案第20号 平成29年度伊南行政組合一般会計補正予算（第2号）

議案第21号 平成29年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第2号）

以上2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（米山 久之君） 議案第20号 平成29年度伊南行政組合一般会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

議案書20-1ページをお開きください。

最初に第1条の歳入歳出の補正ですが、歳入歳出予算をそれぞれ28万4,000円増額し、予算総額を10億3,882万2,000円とするものでございます。

今回の予算の補正は、年度当初の人事異動による人件費差額の精算と人事院勧告に基づく給与条例の一部改正に伴う人件費の補正をお願いするものでございます。

20-3ページ、事項別明細書をお開きください。

先に歳出の部でございますが、2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費を28万4,000円増額させていただく内容であります。

内訳は、給料、職員手当等及び共済費の増減になります。

2節の給料につきましては、給与改定により1万4,000円の増額になる一方で、人事異動に伴う職員構成の変動により14万2,000円の減少となり、差し引きでは12万8,000円の減額になります。

3節の職員手当等につきましては、給与改定における勤勉手当支給率改定分などが11万7,000円、職員構成の変動分が22万5,000円、それぞれ増額となり、計34万2,000円の増額であります。さらに児童手当24万円の増額を含め計58万2,000円になります。

また、共済費につきましては、職員構成の変動分と給与改定に伴う増減により17万円の減額になります。

給料及び職員手当の増減の明細は20-4ページの表もあわせてごらんいただければと思います。

続いて歳入の部でございますが、1款1項1目 分担金28万4,000円の増額は歳出予算の増額に伴い市町村分担金を増額するものでございます。

5ページから7ページにかけては給料及び職員手当の増減額の明細と状況について、8ページには市町村分担金調書を載せてございます。内訳につきましては後ほど御確認いただきたいと存じます。

次に第2条 繰越明許費につきましては、表で説明いたしますので20-2ページをお願いします。

第2表 繰越明許費補正でございますが、3款 衛生費、2項 清掃費の不燃物処理場事業の3,300万円でございますが、これは不燃物処理場の解体撤去工事について土壌汚染対策法の届け出に伴う土壌汚染状況調査を実施する必要が生じたことにより年度内の執行が困難になったため、全額繰越明許費をお願いするものでございます。

議案第20号の提案説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○病院事務長（市瀬 憲治君） 議案第21号 平成29年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第2号）につきまして提案説明を申し上げます。

議案書21-1ページをお開きください。

今回の補正ですが、収益的収入及び支出では外来診療単価の増による医業収益の増額とこれに伴う材料費の増額、医療スタッフユニフォームの整備並びにLED照明管の整備について債務負担行為の追加を行うものでございます。

第2条 収益的収入及び支出につきまして、収入、1項 医業収益を8,000万円増額し、1款 病院事業収益を64億8,819万1,000円とし、支出、1項 医業費用を8,000万円増額し、1款 病院事業費用を64億8,587万7,000円としたいとするものです。

第3条 債務負担行為の補正は21-3ページの第2表 債務負担行為の補正により債務負担行為を追加するものです。

第4条 棚卸資産購入限度額は材料費8,000万円の増額に伴い13億8,580万円としたいとするものでございます。

議案書21-2ページをお開きください。

予算実施計画補正第2号ですが、収益的収入及び支出では、収入、1項2目 外来収益を外来診療単価の増加により8,000万円増額、支出、1項2目 材料費を抗がん剤分子標的薬等の増加に伴い薬品費を8,000万円増額し、収入及び支出についてそれぞれ8,000万円を増額補正したいとするものです。

議案書21-3ページをお開きください。

債務負担行為の追加としまして、医療職のユニフォームをリース化することにより更新することに伴い平成29年度から34年度において7,500万円を限度として債務負担するものでございます。今年度入札を実施し、平成30年4月よりリース化するものでございます。

次に院内の照明をLED化するに当たりレンタルにより整備を行うもので、平成29年度から35年度までにおいて4,100万円を限度として債務負担するものでございます。

議案書21-4ページ以降の予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表につきましては後刻御目通しをいただきたいと思います。

以上申し上げ、議案第21号 平成29年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第2号）の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（清水 正康君） これをもって提案理由の説明を終結いたします。

次に、

議案第22号 公の施設の指定管理者の指定について
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（米山 久之君） 議案第22号 公の施設の指定管理者の指定について提案説明を申し上げます。

議案書 22-1 ページをお願いします。

公募を行い申請のあった団体について伊南行政組合指定管理者候補者選定委員会で審査を行い、住民の代表である指定管理者候補者選定審査委員会の意見を聞いた上で候補者を決定しましたので、地方自治法の規定により指定することについて議会の議決を求めるものです。

施設は伊南聖苑及びアルプスがふたつ映える丘公園からなる伊南行政組合火葬場で、審査の結果、候補者として選定した伊南葬祭業組合を指定したいというものです。

指定の期間は平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とするものです。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（清水 正康君） これをもって提案理由の説明を終結いたします。

ここで議案調査のため暫時休憩といたします。再開時刻を午後2時40分といたします。

午後2時35分 休憩

午後2時40分 再開

○議 長（清水 正康君） 本会議を再開いたします。

日程第4 これより議案に対する質疑に入ります。

議案第17号 伊南行政組合情報公開条例及び伊南行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案第18号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第19号 伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議案第20号 平成29年度伊南行政組合一般会計補正予算（第2号）

議案第21号 平成29年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第2号）

議案第22号 公の施設の指定管理者の指定について

以上6議案を一括議題といたします。

御質疑ございませんか。

○6 番（小原 茂幸君） 議案の第22号 公の施設の指定管理者の指定について3点ほど質問をさせていただきます。

この後、各委員会に付託されると思うんですが、ちょっと私その構成員でないものですから、まず1つは、伊南葬祭業組合、この組織の構成メンバー、あるいは代表者、あるいは出資金等、伊南葬祭業組合について教えてください。

2つ目は、これ、たまたまホームページを見ておりましたら、指定管理者候補者審査表、総括表というものが載っておりました。一応今回の指定管理者の候補にNo.1、No.2、No.3、3者エントリーされておりましたが、差し支えなければ、1がA、2が伊南葬祭業組合、3がBとなっておりますけれども、差し支えなければ、どこがエントリーされたか教えていただきたいと思います。

3つ目なんですが、そこに載っている得点の結果という部分で、提案の評価、団体等の評価、1番2番これらの合計点が、1番が498点、2番の伊南葬祭業組合が503点、3番が481点ということで、5点、22点ぐらいの差なんです、一番決定的な差が総合評価ということで、ここで1番のところは20点、2番が50点、3番が0点ということですので、ここでこれだけ差があった、特にその総合評価っていう部分が総合的に見て

評価すべき事項及び指定管理者として適切な者であるかどうかということなのですが、上位の項目でかなり細かくサービスですとか施設の維持管理あるいは財務会計、パートナーシップ、意欲、環境配備、その他組織体制及び組織の能力についてそれぞれ基準項目があるんですけど、総合評価で最終的に決められたということなので、この20点、50点、あるいは3にいたっては0点っていう部分で、どのようなことが決め手になったのか、そこら辺を、何が影響したのか、その点をちょっとお聞きしたいということで。

○事務局長（米山 久之君） それでは質疑にお答えをしたいと思います。

まず、葬祭業組合の構成組織であります、株式会社平安と、それから儀礼センターの2社であります。

出資金等はちょっと手元に資料がございませんので、後ほどわかるようにしたいと思います。

それから、2番の総括表の3者でございますが、指定管理者の選定、情報公開基準というものがございまして、駒ヶ根市の情報公開基準に伊南は準じております。これによりますと、応募者名、その他の応募者は情報公開の対象となっておりますので、ここでは申し上げることでできませんので、御了解願いたいと思います。

それから、総括表の結果についてでございますが、これは審査員1人10点持ちでありまして、それぞれ総合的に見て点数を入れた結果でございます。

以上でございます。

○6 番（小原 茂幸君） ちょっと2点ほどお伺いします。

伊南葬祭業組合の現状のところ、グレースさんが、敬称略ですけどグレースが入っていたと思うんですけども、指定管理者の組織の大きな変更等あれば多分行政のほうへ報告義務があると思うんですが、今、その葬祭業組合、社長が誰ですとか、そういう部分もどうなっているか、あるいは変更義務の中でどういう変更があったのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○事務局長（米山 久之君） 葬祭業組合、今回申請があったのが2社の構成団体で申請があったということでございます。

現在の指定管理者、来年3月31日まででございますが、これについては変更の届け出がございました。変更の届出があり、葬祭業組合、現在代表が平安代表の田中社長さんということでございます。

以上でございます。

○6 番（小原 茂幸君） たまたま、やっぱり株式会社平安さんのホームページ見ておられますと、昨年ですね、11月2日に代表取締役社長が田中さんから静岡の杉山茂樹さんという方にかわっておられるんですけども、この葬祭業組合の組合長っていうのは田中さんということでよろしいのでしょうか。

○事務局長（米山 久之君） 葬祭業組合の組合長は田中さんになっております。

○議長（清水 正康君） そのほかございませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清水 正康君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

本日提案されました議案は別紙議案付託表のとおり常任委員会への付託をいたします。

委員会は、本会期中に内容を審査の上、議長まで審査結果を報告願います。

日程第5 これより一般質問を行います。

一般質問は、申し合わせにより、質問時間は30分以内、質問回数は3回までとなっております。

1番 加治木今議員の質問を許可します。

○1 番（加治木 今君） それでは一般質問をさせていただきます。

本日の質問は、昭和伊南総合病院の現状と特徴、また自治体病院としての昭和伊南総合病院の立ち位置と課題についてお聞きいたします。

11月の6日に伊南行政組合議会の視察で東京稲城市の稲城市立病院を視察いたしました。関連病院や連携医療機関の大学病院が近くにある中での自治体病院を視察し、改めて自治体病院の役割は何であるのかを考える機会となりました。

本日は、自治体病院である昭和伊南総合病院の現状と特徴、また自治体病院としての立ち位置と課題をお聞きしてまいります。

平成16年、新臨床研修医制度が始まってから病院の医師不足が始まりました。そして、平成19年、経営のこれからのあり方を問われる経営悪化事態となり、住民説明会を開く中、この伊南の地域にどうしても必要な病院であることが確認されました。その後、公営企業法全部適用、病院管理者を置き、給与のカットなど病院一丸となり経営改善に向けてスタートが切られました。住民に広く病院を知ってもらうために病院祭が始められ、また初代病院管理者には以前に小児科医として勤務していただいたことがある坂井先生が就かれました。ちょうどこのとき産科医師が県内全体の不足により昭和伊南病院からもいなくなり、長年扱ってきた分娩ができなくなりました。また、救命救急センターの指定が外され、救急体制も変わり、これらにより収入も大きく削減されることになりました。

経営改革が進められる中、地域医療再生事業の採択により回復期リハビリテーション病棟をつくり、多くの専門士を雇用し、リハビリでは定評のある運営がされています。その後も地域の病院として急性期を過ぎた患者さんが自宅に戻るまでの病棟として地域包括ケア病棟をつくり、入院中に退院後の在宅サービスの申請手続きができる人員配置で退院支援に努めています。

この間、循環器専門医、外科部門、脳外科部門、内視鏡では、その専門性を生かし多くの入院を支え、ドック検診ではサービスの向上に努め、好評を得てきております。

平成19年からの10年間、病院の皆さん、行政の努力、そして地域の応援が実り、構成市町村から出ていました基準外繰出金も平成20年から25年までは2億円、平成26年から28年までは1億円に減り、29年度からはゼロになりました。

また、診療においては黒字決算ができるようになってきております。

年月の経過とともに住民も以前の危機的状態を忘れ、病院はあって当たり前、空気のような存在になりつつあることが病院祭で受け取るメッセージを書く姿からもわかりました。以前は迷わず「頑張る。」「頼りにしています。」「ありがとう。」など皆さん書かれておりましたが、今は、さて何て書こうかなあと迷う状態になっております。

さて、平成30年は介護報酬、診療報酬の同時改定と、経営にも大きな影響が訪れる年ではないでしょうか。今改めて病院の危機の時を振り返り、現在の病院の状態を伊南の住民を代表する議員の皆様で共有し、病院の建てかえも後期計画に含まれる中、この改定が与える影響も含め、以下の質問事項をお聞きいたします。

救急医療をこなしながらリハビリ、地域包括ケア病棟を備える伊南の基幹病院である現状と特徴、自治体病院としての昭和伊南総合病院の立ち位置と課題、以上をお聞きいたします。

○病院事業管理者職務代理者（村岡 紳介君） 加治木議員の御質問にお答えをいたします。

御質問の中で昭和伊南総合病院の危機とそれからの回復の歴史を上手にまとめていただきましたこと、ありがとうございました。

経営難の時期から在籍しておりました職員の一人名としての思いも交えながら現在までの道のりを振り返り、それを踏まえまして今後の課題をお示しできればと思います。

平成16年に新臨床研修医制度が始まり、長野県内で最大の医師供給源である信州大学に初期研修医が残りなくなりました。大学の教室運営に支障が出るようになったという理由で、いわゆる選択と集中という効率化、合理化を旨とする施策と人事が行われました。その結果として、当院では産婦人科ほかが診療休止に追い込まれ、その他の診療科でも減員が続出しました。平成17年度には最大36名在籍していた医師数は、平成19年度には30名まで、平成21年度には最小の23名まで減少いたしました。医師の減少は、そのまま医療機能の低下に直結します。医療機能の低下は、入院・外来患者数に反映され、必然的に財務の悪化につながったわけです。これによりまして、平成19年度決算で7億円を超える赤字を計上するに至り、現金が払底しキャッシュアウトしてしまいました。この平成19年度は、御存知のように杉本組合長任期1期目の最初でございました。さまざまなお願ひに行かれたようですが、芳しいお返事は一つとしてなかったと後になって伺いました。結果として、自主再建を選ばざるを得なくなったわけであります。職員の給与カットを行った上、運用病床の休止と再編を行い、入院患者数減少を逆手にとって7対1看護、入院基本料届け出をいたしました。このころの病院内は明るく元気とは言えず、人間関係もぎすぎすしやすく大変だった時期であります。それでも経営改革プランを策定し、経営形態を地方公営企業法全部適用に変更し、坂井事業管理者が就任、そして包括払制度であるDPC対象病院になりました。そして、地域医療再生事業により平成24年には救命救急センターが指定がえ、かわりに回復期リハビリテーション病棟が稼働開始となりました。そして、秋には電子カルテシステム運用開始となりました。この電子カルテ導入は私が委員長となり準備を行いました。導入の初日は、他の病院ではうまく操作ができず修羅場が繰り広げられるのが通例だそうですが、そういったことは全く起こらず、カルテ導入インストラクターが感心したということをお聞きしました。この経験から、昭和伊南総合病院の職員は、ちゃんと結果を出せる人たちであることを確信した次第であります。また、私は、救急科専門医取得後、長らく救命救急センターを担当してきました。指定がえは悲しい思いがありましたが、それと同時に、もう一人で無理をする必要がないと安堵する気持ちが交錯し、少々複雑なものがありました。

平成25年度になり、私が院長と病院事業管理者職務代理者を拝命いたしました。医師数は27名でスタートでありました。

平成26年度に一年をかけ準備し、目標管理システムでありますバランススコアカードを平成27年度より導入いたしました。この際、病院のミッション、バリュー、ビジョン、策定が必要になりますので、病院として使命、理念、目指すものを新たに決めました。私たちが職場の風土として最も大切にすもの、それがバリュー、理念であります。従来どおり和顔愛語でございます。そして、私たち昭和伊南総合病院がなぜこの地にあり、そして何を果たしていくのかをミッション、私たちの使命ということで、次のように決めました。

「昭和伊南総合病院は、伊南地域の中核医療機関として地域住民の安全・安心のために良質で安定した医療を提供し、自治体病院としての使命を果たします。地域の医療機関や介護施設などと連携をとり、切れ目ない医療、介護サービスを提供するかなめとなります。また、地域医療に役立つ人材の育成、提供に努めます。」でございます。そして、5年後10年後に我々がどのようになっていたかを示すビジョン、私たちが目指すものがありますが、和顔愛語にあやかり「日本で一番優しく親切な信頼される地域の病院になろう。」であります。

現在は、月に1回拡大経営会議を開催し、部門ごと職域ごとに立てた目標の達成状況の報告と分析、それに対する対策、他部門との共同などを行って進めているところでございます。これにより職場長クラスまでには経営への参加意識が芽生えてきたように感じてきております。

また、職員に対しましては、江戸時代の鈴木正三以来続いている日本人の職業倫理「働くことは自己実現のための修行である。」といった考え方や病院はなぜお金を稼いでよいのかといった根源的な問いとそれについての考えを示し、働くことへのモチベーションの維持を第一にと考えて発信をしております。

さて、来年は惑星直列の大改革の年であると厚労省は意気込んでおります。病院といたしましては、目前の診療報酬の改定の行方に注目せざるを得ません。しかし、中長期的には最大の問題は人口減少であろうかと思えます。地域医療構想が示され議論が進められています。本来であれば地域構想の中に地域医療構想があるはずですが、国はそのように考えているようには見えません。地域医療構想は、単にベッド数を制限して医療費削減のための方策として用いられるのではないかと勘ぐらざるを得ません。しかし、人口減少が起これば患者数が減少すること、そして今後の医学の発展を考慮すると入院期間がさらに減少することが予測され、これらをあわせて考えると、地域に必要なベッド数も少なく済むことはおのずと明らかであります。

今地域包括ケアシステムの構築が求められています。人は高齢となれば病気になります。病院に入院をして医療を受けることとなりますが、入院医療の必要がなくなれば退院して施設に入ったり自宅に帰って生活をします。これを「時々入院ほぼ在宅」というキャッチフレーズであらわしています。研究では、男性で3～5回、女性で7～8回程度、このような循環をされると言われています。この循環を支えるのが地域包括ケアシステムになります。病院は、その発端となることが多いため、入院当日から退院準備が始まります。それが診療報酬体系の中で退院支援加算として位置づけられており、入院3日以内に着手することが求められています。退院のため病院と診療所、あるいは介護施設との間で情報のやりとりをする中で何をどう準備していくかを整理し実行していくこととなります。この内容を先取りして私たちの使命の中に盛り込んである次第です。

最後に、今後も医師不足はすぐに解決する見込みはありません。医師を多数招聘していろいろの診療科を運営することは恐らく困難と思われれます。昭和伊南総合病院として住民の生命を迅速に守るという意味で重要な診療科と他院にない特徴となっている診療科については、今後も守り育てていきたいと考えます。

次には、地域の要望と需要がある診療科については、引き続き医師招聘に尽力していきたいと思えます。

それと同時に地域に根差した病院となるためにさまざまな連携をとり運営してまいりたいと思っておりますので、引き続き御支援、御協力のほどお願いをいたします。

○1 番（加治木 今君） ただいま病院長から答弁をいただきました。ミッションあるいはビジョンが示される中、職員の皆様の覚悟、また働き方もわかる答弁でございました。答弁をお聞きいたしまして私たちも十分理解をしなければいけない病院経営というもの、また非常に地域とのかかわり合いが持たれるのがこれ

からうんと求められるということがよくわかりました。

最後になりますが、これは要望でございますけれども、やはり、先ほど質問の中でも申しましたが、やはり病院の危機的状況は年月とともに忘れ去られてまいります。それとともに、住民にとっては、この病院はあって当たり前、私たちの病院という意識が逆に裏返りまして病院は何でもやってくれるところというふうになってしまうのも、それは否めないところであると思います。ぜひ病院のかかり方など再度住民の皆さんに知っていただきたいこと等がありましたら、小まめに知らせていただく、また地域の住民の方に病院のかかり方等理解をしていただく、そういうような努力も地域に密着した病院としては必要ではないかと思っておりますので、これを機会に、また広報誌も通じて、そのような周知もお願いしたいと思います。

以上、要望とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（清水 正康君） これにて1番 加治木今議員の質問を終結いたします。

委員会審査のため暫時休憩といたします。再開は放送をもってお知らせいたします。

午後3時07分 休憩

午後4時15分 再開

○議長（清水 正康君） 本会議を再開いたします。

○事務局長（米山 久之君） 先ほど小原議員さんから質疑がありました件につきまして答弁をさせていただきます。

出資金のお話でありました。伊南葬祭業務組合を構成している団体の出資金であります。公募要領の提出書類にこれらの出資金の書類が含まれておりませんので、こちらでは把握をしておりません。それが1点でございます。

あと1点、誤りがありましたので訂正をさせていただきます。

先ほど伊南葬祭業務組合の組合長、田中さんであります。社長と申し上げましたが、会長の誤りでございます。訂正しておわび申し上げます。

○議長（清水 正康君） 日程第6 これより委員長報告に入ります。

議案第17号 伊南行政組合情報公開条例及び伊南行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案第18号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第19号 伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議案第20号 平成29年度伊南行政組合一般会計補正予算（第2号）

議案第21号 平成29年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第2号）

議案第22号 公の施設の指定管理者の指定について

以上6議案を一括議題といたします。

本案は本日の会議において総務衛生委員会及び病院厚生委員会に付託してあります。

総務衛生委員長より議案第17号及び議案第18号を、議案第19号については病院厚生委員長から、議案第20号については総務衛生委員長から、議案第21号については病院厚生委員長から、議案第22号については総務衛生委員長から、それぞれ審査結果の報告を求めます。

○総務衛生委員長（堀内 克美君） それでは総務衛生委員会の審査結果の報告をいたします。

本日の会議において本委員会に付託されました議案第17号 伊南行政組合情報公開条例及び伊南行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、本日委員会を開き、内容を慎重に審査した結果、全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告をいたします。

続きまして、議案第18号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、本日委員会を開き、内容を慎重に審査した結果、全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告をいたします。

○病院厚生委員長（加治木 今君） 病院厚生委員会審査結果報告。

それでは病院厚生委員会の審査結果の報告をいたします。

本日の会議において本委員会に付託されました議案第19号 伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、本日委員会を開き、内容を慎重に審査した結果、全員の賛成により本件を可決すべきものと決しましたので報告いたします。

○総務衛生委員長（堀内 克美君） それでは総務衛生委員会の審査結果の報告をいたします。

本委員会付託されました議案第20号 平成29年度伊南行政組合一般会計補正予算（第2号）につきましては、本日委員会を開き、内容を慎重に審査した結果、全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告をいたします。

○病院厚生委員長（加治木 今君） 病院厚生委員会審査結果報告。

本日の会議において本委員会に付託されました議案第21号 平成29年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第2号）につきまして、本日委員会を開き、内容を慎重に審査した結果、全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告をいたします。

なお、質疑におきまして、「ユニフォームの賃貸契約についての費用対効果について。」の質問に対しましては「被服費、クリーニング代を合わせれば賃貸のほうが得ということはないけれども、在庫管理、あるいは近隣の医療機関の様子、また白衣の統一等、いろいろな面を含めて賃貸契約とした。」という説明がありました。

また、8,000万円の材料費の補正につきましては「大変高額な高い薬が使われるのか。」という質問に対しまして「分子標的薬に代表される抗がん剤に対するほとんどの材料費である。」ということと「昭和伊南病院に特徴的にあります血液内科の患者さんが増えている。」という説明がございました。

以上つけ加えまして報告とさせていただきます。

○総務衛生委員長（堀内 克美君） それでは総務衛生委員会の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託されました議案第22号 公の施設の指定管理者の指定についてにつきまして、本日委員会を開き、内容を慎重に審査した結果、全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告をいたします。

なお、審査の際に出された質疑等について申し上げます。

「伊南葬祭業組合の住所、構成、それから県外資本も入っているということを承知で選定委員が選定評価をしたのか。」という質問がございましたが、まず住所につきましては「駒ヶ根市内に有している。」と、構成につきましては「過去には3社で構成しておりましたが、現在は2社に変更になっている。」、それから選定委員の件につきましては「承知の上で採点をしたというふうに理解している。」ということとございました。

以上で報告を終わります。

○議 長（清水 正康君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（清水 正康君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（清水 正康君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案の採決を行います。

まず、議案第17号 伊南行政組合情報公開条例及び伊南行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（清水 正康君） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号 伊南行政組合情報公開条例及び伊南行政組合個人情報保護条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（清水 正康君） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第19号 伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（清水 正康君） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号 伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第20号 平成29年度伊南行政組合一般会計補正予算（第2号）について、本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（清水 正康君） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号 平成29年度伊南行政組合一般会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

続いて、議案第21号 平成29年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第2号）について、本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（清水 正康君） 御異議なしと認めます。よって、議案第21号 平成29年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

続いて、議案第22号 公の施設の指定管理者の指定について、本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（清水 正康君） 御異議なしと認めます。よって、議案第22号 公の施設の指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。

ここで組合長よりごあいさつをお願いいたします。

○組 合 長（杉本 幸治君） 平成29年第4回慰安行政組合議会定例会の閉会に当たりまして一言御礼のあいさつを申し上げます。

今定例会に提案をさせていただきましたすべての議案につきまして、慎重なる御審議の上、いずれも原案どおり御決定を賜りましたことに対し心から感謝を申し上げる次第でございます。

各市町村におかれましては新年度の予算編成作業が始まっていることと存じますが、人口減少、少子高齢化が進み、税金や交付税も伸びない中で市町村財政の状況は引き続き大変厳しい状況にあります。構成市町村の分担金を主な財源として運営をしております伊南行政組合におきましては、事業の効率化や業務の改善に鋭意努めるとともに、今議会を通じ賜りました御意見などを尊重をし、伊南4市町村で情報を共有しながら業務に反映ができるよう努力をし、運営を行ってまいります。今後とも御指導、御協力をよろしくお願い申し上げます。

終わりに、平成29年の年の瀬も迫り、師走の慌ただしい時期であります。また、寒さが一層厳しき折でもありますので、議員各位におかれましては、御自愛をいただき、ますます御健康で御活躍されますとともに、明るく輝かしい新年を迎えられますことを心から御祈念を申し上げ、閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議 長（清水 正康君） 平成29年第4回伊南行政組合議会定例会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

○次 長（松澤 京子君） 御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼）

ありがとうございました。

午後4時30分 閉会

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

平成29年12月20日

伊南行政組合議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員